

岐阜県公報

第二千五百二十一号
平成二十六年二月十四日

(金曜日)

目次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 六七^ペ
- 道路の供用開始 (同) 六八
- 道路の位置指定の廃止 (建築指導課) 六九
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (同) 六九

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七〇
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 七〇
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 七〇
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 七一
- 市営土地改良事業の換地処分 (農地整備課) 七一

告 示

岐阜県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
				前	後		
可土 児岐線			土岐市泉町久尻字丸石一 四五九番五地先地内	三・九 三・二	三・七 三・二	一四・一 一四・一	

岐阜県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維

持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域	敷地の幅員	延長	備考
県道	田之上線 屋井線	瑞穂市森字五反田四五七番二地先から	同市同字村前三三八番地先まで	別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	岐阜県南大野線と一部重用
		前	後		六・七 三・〇	二四・〇	
					九・八 二・〇	二四・五〇	

岐阜県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	二百四十八号	多治見市金岡町四丁目五三番一 地先から	同市若松町四丁目一番一 地先まで	ル(メートル)	平成 二六・二・二四	平成 二六・二・二四
						決定又は変更の告知年月日（ほか）

岐阜県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
県道	可土児岐線	可児市今渡字金屋一七二八番一 地先から	同市同字大清水九〇三番 三地先まで	ル(メートル)	平成 二六・二・二四	平成 二六・二・二四
						決定又は変更の告知年月日（ほか）

岐阜県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
				ル(メートル)		決定又は変更の告知年月日（ほか）

県道	多治見線 八百津線	可児市桜ヶ丘五丁目一三三番 一四地先から 同 市同 一 二地先まで	一三三番	三三〇・〇	平成 二六・二・一四	平成 二〇・七・元
----	--------------	--	------	-------	---------------	--------------

岐阜県告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定の廃止を、東濃建築事務所長が次のとおり認定したので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

位 置	中津川市中津川字新田二二八八番四 から同番七地先道路まで	幅員 （メートル） 四・〇〇	延長 （メートル） 五・〇四	廃止番号	東建築第六 二号の六	年月日 平成 二五・二・六
-----	---------------------------------	----------------------	----------------------	------	---------------	---------------------

（道路の位置を示す図面は、東濃建築事務所において縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
-----	--------------	--------------	------	-----------

中濃建築事務所

位 置	安八郡神戸町大字神戸字井田八一 番四及び八一四番三	幅員 （メートル） 四・〇〇	延長 （メートル） 三・四五	指定番号	岐西建築第 一四一号の 二三	年月日 平成 二五・〇・二五
	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字陣場野 一〇一〇番一九	幅員 （メートル） 四・〇三	延長 （メートル） 三・八四	指定番号	岐西建築第 二四一号の 二四	年月日 同 二〇・二・三
	山県市大字高富字森一四番四	幅員 （メートル） 四・三三	延長 （メートル） 三・三六	指定番号	岐西建築第 二五一号の 二五	年月日 同 二〇・一・八
	羽島市竹鼻町狐穴字川口七四五番九	幅員 （メートル） 五・五五	延長 （メートル） 三・五〇	指定番号	岐西建築第 二四一号の 二六	年月日 同 二〇・七
	安八郡安八町東結字堀分一〇二九番 四	幅員 （メートル） 五・〇三	延長 （メートル） 三・四四	指定番号	岐西建築第 二七一号の 二七	年月日 同 二〇・二・二
	羽島郡岐南町上印食一丁目三〇八番 四	幅員 （メートル） 四・〇〇	延長 （メートル） 二・六九	指定番号	岐西建築第 二八一号の 二八	年月日 同 二〇・七
	瑞穂市古橋字長刀一七三六番四	幅員 （メートル） 四・五五	延長 （メートル） 三・五〇	指定番号	岐西建築第 二四一号の 二九	年月日 同 二〇・一・三
	揖斐郡大野町大字黒野字栄吉一九八 七番九	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 八・一六	指定番号	岐西建築第 三〇一号の 三〇	年月日 同 二〇・二・三

東濃建築事務所

位 置	関市小瀬字南長池一九四〇番一	幅員 （メートル） 五・〇〇	延長 （メートル） 三・四四	指定番号	中建築第四 二号的三	年月日 平成 二五・二・一〇
	可児郡御嵩町上恵土字長畑三三三五番 九	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 三・三六	指定番号	中建築第四 二号的四	年月日 同 二〇・二・六
	美濃加茂市本郷町七丁目一五六番四	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 三・六四	指定番号	中建築第四 二号的五	年月日 同 二〇・二・六
	関市小屋名字松原六二四番四四	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 六・〇六	指定番号	中建築第四 二号的六	年月日 同 二〇・三・四
	同市倉知字高屋敷一六一四番一及び 一六一五番一	幅員 （メートル） 五・五五	延長 （メートル） 九・九七	指定番号	中建築第四 二号的七	年月日 同 二〇・二・五

位 置	幅員 (メートル)	延 長 メ ー ト	指 定 番 号	年 指 月 日 定
中津川市中津川字新田二二八八番四 から一二七二番八まで	六〇〇	一五・七〇	東建築第六 二号の五	平成 二五・一・六
同 市同 字若学八六七番五か ら八六四番三三まで	六〇六	八・六六	東建築第六 二号の七	平成 二六・一・九
同 市駒場字青木四七六番四	六〇〇	三三・九三	東建築第六 二号の八	平成 二五・三・五

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年一月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あゆみだした女性の会
- 三 代 表 者 の 氏 名 廣瀬 直美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市江川町一六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、すべての女性と子どもの人権が尊重され、安心安全な自立した生活が可能なる社会を確立するために、ファミリアバイオレンス、ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメント、性暴力、児童虐待など女性と子どもに対する暴力の被害当事者の生活再建への援助、及び地域への啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年一月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人花時計
- 三 代 表 者 の 氏 名 岸 篤司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野五番地の九
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の要援護老人及び心身に障害を持つ者とその家族に対して、身体的及び精神的支援活動に関する事業を行い、又子ども健全育成に関する交流の場を持ち、お互いに支え合う地域社会の実現を図ることを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年二月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月三日
二 届出者の氏名又は名称

大黒天物産株式会社

株式会社AOKI

株式会社ヤマダ電機

三 建物の名称及び所在地

(仮称)大垣駅北ショッピングモール

大垣市林町六丁目八〇番五五 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年八月三十一日

五 店舗面積

六、九五五平方メートル

六 駐車場の収容台数

四四〇台

七 荷さばき施設の面積

一六八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月三日
二 届出者の氏名又は名称

ミヤガワニット株式会社

三 建物の名称及び所在地

王の洞窟岐阜本店

四 変更しようとする事項

羽島郡岐南町徳田西一丁目二七番地 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後八時

(変更後) 二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後八時三〇分

(変更後) 二十四時間

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、中津川市営土地改良事業青木平地区の換地処分を平成二十六年一月二十七日にした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十六年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十六年二月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社